

○飯塚市軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業実施要綱

令和2年4月8日

飯塚市告示第130号

(目的)

第1条 この告示は、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号。以下「法」という。)第15条第4項に規定する身体障害者手帳(以下「身体障害者手帳」という。)の交付対象とならない軽度・中等度の難聴児(以下「対象児」という。)に対して、補聴器の購入等に要する費用の一部を助成することにより、言語の習得、教育等における健全な発達を支援し、もって福祉の増進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 補聴器の購入等 対象児が装用する補聴器を新たに購入し、又は耐用年数経過後に更新することをいう。
- (2) 補聴器購入費等 補聴器の購入等に要する経費をいう。

(交付対象)

第3条 助成金の対象児は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 飯塚市内に住所を有していること。
- (2) 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 両耳の聴力レベルが30デシベル以上70デシベル未満で、身体障害者手帳の交付対象とならない者であること。ただし、医師(法第15条第1項又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関(耳鼻咽喉科を担当する医療機関に限る。)の医師をいう。以下同じ。)が、補聴器を装用することにより、言語の習得等に一定の効果があると認め、かつ市長が認めた場合はこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、助成金交付の申請を行う月の属する年度(4月から6月までの期間にあつては、前年度)における対象児の保護者の属する世帯の世帯員のうち、市民税所得割額が46万円以上の者がいる場合には、助成の対象としない。

(対象補聴器)

第4条 助成の対象となる補聴器の種類、1台当たりの基準価格及び耐用年数は、別表のとおりとする。

2 助成の対象となる補聴器は、左右の耳のいずれか装用の効果が高い方に装用するための1台とする。ただし、教育又は日常生活上市長が特に必要と認める場合は、左右の両方の耳に装用するための2台を助成の対象とする。

(助成金の算定基礎額)

第5条 助成金の算定の基礎となる額(以下「算定基礎額」という。)は、補聴器購入費等として市長が必要と認める額と前条第1項の別表に掲げる基準価格に「補装具の種目、購入又は修理に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年厚生労働省告示第528号。以下「厚生労働省告示」という。)第3項及び第4項に規定する算定方法を準用して得た額(以下「基準額」という。)とを比較し、いずれか少ない方の額とする。

2 前条第2項ただし書の規定が適用される場合において、算定基礎額は、左右の耳に装用する2台分の補聴器購入費等として市長が必要と認める額と2台の補聴器の基準額を合計した額とを比較し、いずれか少ない方の額とする。

(助成金の額)

第6条 助成金の額は、前条に規定する算定基礎額に3分の2を乗じて得た額(1円未満の端数が生じた場合は、切り上げた額)とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする対象児の保護者(以下「申請者」という。)は、申請書に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 医師が対象児の聴力検査を実施し、交付した医師意見書

(2) 前号の意見書に基づき補聴器販売事業者が作成した補聴器の見積書

(3) 世帯全員の市町村民税の状況が分かる書類(他の市町村で課税されている場合に限る。)

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(交付決定等)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、補聴器調査書及び世帯状況等調査書を作成し、必要性等を検討の上、助成金の交付又は却下の決定を行うものとする。

2 市長は、助成金の交付決定をした場合は、申請者に交付決定通知書により通知するとともに購入費等助成金交付券(以下「交付券」という。)を交付するものとする。

3 市長は、前項の決定をする場合において、当該交付決定に係る納入業者(以下「納入業者」という。)が明らかであるときは、納入業者に対しても前項の決定を交付

決定のお知らせにより通知するものとする。

- 4 市長は、助成金の交付を却下することを決定した場合は、申請者に交付申請却下通知書により通知するものとする。

(補聴器の購入等)

- 第9条 前条第2項の規定による助成の決定を受けた者(以下「助成決定者」という。)は、納入業者に交付券を提出し、補聴器の購入等をするものとする。

(費用負担等)

- 第10条 助成決定者は、前条の規定により補聴器を受け取ったときは、交付券に受領日を記入し、受け取った者の記名押印の上、納入業者に交付券を提出するとともに当該決定に係る補聴器の購入額から第6条に規定する助成金額を控除した額(以下「自己負担額」という。)を納入業者に支払うものとする。

- 2 助成決定者は、前項の規定により補聴器を受け取る場合は、助成金の代理請求及び代理受領を納入業者に委任するものとする。

(費用の請求)

- 第11条 前条第2項の規定により助成金の代理請求及び代理受領を受任した納入業者が助成金の交付を請求する場合は、請求書に委任状及び交付券を添えて、市長に請求しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、その請求額を支払うものとする。

(交付決定の取消し)

- 第12条 市長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成の決定の全部又は一部を取り消し、助成金の全部又は一部の返還を命じることができる。

(1) 虚偽又は不正の手段により助成の決定を受けたとき。

(2) 助成を受けて購入等をした補聴器を目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。

(台帳の整備)

- 第13条 市長は、助成金の交付の状況を明確にするため、助成事業に係る台帳を整備するものとする。

(補則)

- 第14条 この告示に定めるもののほか、様式その他必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、告示の日から施行する。

(失効)

2 この告示は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

種類	1台当たりの基準価格(円)	付属品	耐用年数	備考
軽度・中等度難聴用ポケット型	34,200	電池	原則5年	<p>・価格は電池、骨導レシーバー又はヘッドバンドを含むものであること。身体の障がいの状況により、イヤモールドを必要とする場合は、厚生労働省告示別表2に定める修理基準(5)その他(以下「修理基準」という。)の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>・ダンパー入りフックとした場合は、240円増しとすること。</p> <p>・平面レンズを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を、また、矯正用レンズ又は遮光矯正用レンズを必要とする場合は、眼鏡の修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。</p> <p>・FM型受信機、オーディオチューン、FM型用ワイヤレスマイクを必要とする場合は、修理基準の表に掲げる価格の範囲内で必要な額を加算すること。</p>
軽度・中等度難聴用耳かけ型	43,900			
高度難聴用ポケット型	34,200			
高度難聴用耳かけ型	43,900			
重度難聴用ポケット型	55,800			
重度難聴用耳かけ型	67,300			
耳あな型 (レディメイド)	87,000			
耳あな型 (オーダーメイド)	137,000			
骨導式ポケット型	70,100	電池		

		骨導レシーバー ヘッドバンド	<ul style="list-style-type: none"> <li>デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し、専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、2,000円を加算すること。</li> </ul>
骨導式眼鏡 型	120,000	電池 平面レンズ	